

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月11日

【事業年度】 第40期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 兼松エレクトロニクス株式会社

【英訳名】 KANEMATSU ELECTRONICS LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榎本秀貴

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋2丁目17番5号

【電話番号】 03(5250)6801(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 高橋 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋2丁目17番5号

【電話番号】 03(5250)6801(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 高橋 薫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
兼松エレクトロニクス株式会社 大阪支社
(大阪市中央区淡路町3丁目1番9号)
兼松エレクトロニクス株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄2丁目9番3号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出いたしました第40期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(8) <省略>

(訂正後)

(1)～(8) <省略>

(9) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。